平成２８年（フ）第１４６号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢345番地１、前住所群馬県吾妻郡草津町大字草津914番地１コンフォートＭ１　101号
債務者　富永　貴光
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１６６２号
名古屋市中川区中野新町２丁目53番地　メゾンドアンジェ103号
債務者　西嶋　真矢
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６２１号
神奈川県伊勢原市笠窪243番地の１　フォーベル鶴巻102号、前住所神奈川県伊勢原市板戸853番地の２　ガーデンハイツ102号
債務者　木村　誠次
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６３９号
神奈川県平塚市山下1044番地の１　つゆきハイム205号、前住所神奈川県平塚市日向岡１丁目14番３号
債務者　北野　陽一
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６６０号
神奈川県平塚市御殿１丁目19番29号　ハウスさがみ野101、前住所神奈川県平塚市徳延756番地の４　比企荘102
債務者　百々　百合
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６０７号
神奈川県伊勢原市東富岡775番地の７、前住所神奈川県伊勢原市岡崎6506番地の５
債務者　高梨　香織（旧姓宇都山）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６２４号
神奈川県秦野市今泉593番地の18　シャルマンコートＢ　102号
債務者　内野　明子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６３６号
神奈川県小田原市南鴨宮１丁目７番１－１号
債務者　鷲尾　りな
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６８号
山口市穂積町４番83号
債務者　宮田　義治
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４８７号
栃木県宇都宮市高松町536番地２
債務者　中山　　功
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５００号
栃木県宇都宮市鶴田町982－２　セジュール・オリヴィエＣ－105、住民票上の住所栃木県鹿沼市深津1858番地１
債務者　阿部みのり（旧姓島﨑）
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５１６号
栃木県日光市土沢1366番地２　シェルトＶ102号、前住所栃木県日光市針貝1089番地８
債務者　高松　友子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５２９号
栃木県佐野市西浦町515番地１、前住所栃木県栃木市岩舟町和泉1518番地７　小堀アパート
債務者　小曽根政勝（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３９９号
静岡市清水区吉川1093番地の５、旧住所東京都葛飾区亀有３丁目17番11―504号　ライオンズマンション亀有第２
債務者　春田　恭代
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０２号
静岡市駿河区手越152番地の５　スプルース手越201号
債務者　望月　和子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部